

○安曇野市の適正な土地利用に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、安曇野市の適正な土地利用に関する条例（平成22年安曇野市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 兼用住宅 戸建住宅のうち業務の用に供する部分を兼ねるものであって、次の要件を全て満たすものをいう。

- ア 業務の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以下であること。
- イ 業務の用に供する部分の床面積が当該建築物の延床面積の2分の1を超えないこと。
- ウ 当該建築物の内部以外の部分を業務の用に供さないこと。ただし、来客用の駐車場、屋外広告物の設置場所その他の周辺環境に影響を及ぼすおそれが少ないものについては、この限りでない。

(2) 区等 安曇野市自治基本条例（平成29年安曇野市条例第4号）第3条第7号に規定する区又は市が依頼する事項を行う市民自治組織で、当該市民自治組織が存する区の同意の上、市長が認めたものをいう。

(安曇野市土地利用基本計画の案に対する意見書)

**第3条** 条例第10条第3項の意見書は、土地利用基本計画案意見書（様式第1号）によるものとする。

(地区土地利用計画を定められる区域の規模)

**第4条** 条例第12条第1項及び第15条第1項の規則で定める規模は、おおむね0.5ヘクタールとする。

(地区土地利用計画の案に対する意見書)

**第5条** 条例第14条第3項の意見書は、地区土地利用計画案意見書（様式第2号）によるものとする。

(地区土地利用計画の案の作成の提案)

**第6条** 条例第15条第2項の規定による計画提案は、地区土地利用計画提案書（様式第3号）によるものとし、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 地区土地利用計画の素案
- (2) 計画提案を行うことができる者であることを証する書類
- (3) 条例第15条第2項第3号の同意を得たことを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(地区土地利用計画の案の不作成通知書)

**第7条** 条例第15条第6項の規定による通知は、地区土地利用計画案不作成通知書（様式第4号）によるものとする。

(既存の敷地拡張に関するもの)

**第8条** 条例第17条第1号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 現に専用住宅又は兼用住宅の用に供する敷地の拡張（近接する敷地への建築を伴わ

ない拡張を含む。以下この条において同じ。) を目的とした開発事業で、次の要件の全てを満たしているもの

- ア 拡張後の敷地面積が家族構成等の理由によりやむを得ないと認められる規模で、かつ、拡張する敷地面積が既存の敷地面積を超えないものであること。
- イ 拡張後の建築物の規模が基本計画、地区土地利用計画又は都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画 (以下「基本計画等」という。) に定める建蔽率、容積率及び高さの基準の範囲内であること。
- ウ 予定建築物等が基本計画等において壁面の位置の制限として定められた限度の線 (以下「壁面後退線」という。) を超えないこと (ひさしその他の建築物の部分で、建築基準法施行令第135条の19で定めるものを除く。以下同じ。)。

(2) 現に専用住宅又は兼用住宅以外の用に供する敷地の拡張を目的とした開発事業で、次の要件の全てを満たしているもの

- ア 既存建築物等の用途を変更しないこと。
- イ 拡張後の敷地面積が事業等の理由によりやむを得ないと認められる規模で、かつ、既存の敷地面積の100分の150以下であること、又は拡張する敷地面積が500平方メートル以下であること。
- ウ 拡張後の建築物の規模が基本計画等に定める建蔽率、容積率及び高さの基準の範囲内であること。
- エ 予定建築物等が壁面後退線を超えないこと。

(通常の管理行為、軽易な行為その他特定の行為として行う開発事業)

第9条 条例第17条第2号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) この規則の施行の日前に造成された宅地で、かつ、区画の変更を伴わない敷地内で行う開発事業で、次の要件の全てを満たしているもの
  - ア 予定建築物等が専用住宅であること。
  - イ 基本計画等に定める建蔽率、容積率及び高さの基準の範囲内であること。
  - ウ 予定建築物等が壁面後退線を超えないこと。
- (2) 農業、林業又は漁業 (以下「農業等」という。) の生産若しくは集荷用の施設、又は農業等の生産資材若しくは農業等に係る機械器具の保管のための施設の建築で、次の要件の全てを満たしているもの
  - ア 建築面積が200平方メートル以下であること。
  - イ 敷地面積が500平方メートル以下であること。
  - ウ 予定建築物等の規模が基本計画等に定める建蔽率、容積率及び高さの基準の範囲内であること。
  - エ 予定建築物等が壁面後退線を超えないこと。
- (3) 自己の敷地に接しない土地に新たに自己用の駐車場を整備する開発事業で、次の要件の全てを満たしているもの
  - ア 当該土地が自己の居住する住宅に近接した場所にあること。
  - イ 当該土地の面積が50平方メートル以下で、かつ、家族構成等の理由によりやむを得ないと認められる規模であること。
  - ウ 当該土地内で建築を伴わないこと。
- (4) 建築物等が存する既存の敷地内又は既存の敷地の拡張を伴い、かつ、予定建築物等の延べ面積又は築造面積 (以下「延べ面積等」という。) が200平方メートル超の開発事

業で、次の要件の全てを満たしているもの

ア 予定建築物等が既存建築物等の用途と同じ用途又は既存建築物等に附属するものであること。

イ 次のいずれかに該当すること。

(ア) 予定建築物等の延べ面積等が条例の施行又は基本計画等の適用の時点（以下「基準時」という。）における既存建築物等の延べ面積等の100分の120（増築のときは、100分の20）以下であること（基準時において現に存する建築物等で、条例又は基本計画等の規定に適合しないもの（第8号イ（ア）において「既存不適格建築物等」という。）が存する敷地における開発事業に限る。）。

(イ) 次の要件の全てを満たしていること。

a 予定建築物等の規模が基本計画等に定める建蔽率、容積率及び高さの基準の範囲内であること。

b 予定建築物等が壁面後退線を超えないこと。

ウ 敷地を拡張する場合にあっては、拡張する敷地面積が50平方メートル以下であること。

(5) 既存建築物等の用途を変更する開発事業で、次の要件の全てを満たしているもの

ア 用途の変更に係る延べ面積等（以下「用途変更面積」という。）が200平方メートル未満であること。

イ 変更後の用途が基本計画等に定める開発事業の基準に適合していること。

ウ 既存建築物等の増築又は解体を伴わない開発事業であること。

エ 開発区域内に災害危険区域等を含まないこと（ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合を除く。以下この条において同じ。）。

(6) 安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例（令和5年安曇野市条例第3号）第16条第1項の許可を受けて設置する太陽光発電設備

(7) 30日を超えて行う開発事業において、事前に明示された期間満了後に原状回復するもので次の各号のいずれかに該当するもの。ただし、期間については3年を超えないものとする。

ア 延べ面積等が1,000平方メートル以下である建築を行う開発事業

イ 既存建築物等の用途の変更で、用途変更面積が1,000平方メートル以下の開発事業

ウ 災害危険区域等を含まない土地における土地の開墾、土砂の採取、鉱物の採取その他土地の形質の変更で、当該面積が5,000平方メートル以下の開発事業

(8) 建築物等が存する既存の敷地内又は既存の敷地の拡張を伴い、かつ、予定建築物等の延べ面積等が200平方メートル以下の開発事業で、次の要件の全てを満たしているもの

ア 予定建築物等が既存建築物等の用途と同じ用途又は既存建築物等に附属するものであること。

イ 次のいずれかに該当すること。

(ア) 予定建築物等の延べ面積等が、基準時における既存建築物等の延べ面積等の100分の120（増築のときは、100分の20）以下であること（既存不適格建築物等が存する敷地における開発事業に限る。）。

(イ) 次の要件の全てを満たしていること。

a 予定建築物等の規模が基本計画等に定める建蔽率、容積率及び高さの基準の範囲内であること。

b 予定建築物等が壁面後退線を超えないこと。

ウ 敷地を拡張する場合にあっては、拡張する敷地面積が50平方メートル以下であること。

(9) 既存の敷地内において、建築物等を新築又は新設する開発事業で、次の要件の全てを満たしているもの

ア 予定建築物等の延べ面積等が10平方メートル以下であること。

イ 予定建築物等の高さが10メートル以下であること。

ウ 開発区域内に災害危険区域等を含まないこと。

(10) 災害危険区域等を含まない土地における土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更に係る開発事業であって、当該面積が300平方メートル以下で、生じる法面及び擁壁の高さが1.5メートル以下のもの

(11) 屋外における土石その他の物件（廃棄物、再生資源その他これらに類するものを除く。）の堆積に係る開発事業であって、次の要件の全てを満たしているもの

ア 敷地面積が100平方メートル以下であること。

イ 堆積に係る高さが3メートル以下であること。

ウ 開発区域内に災害危険区域等を含まないこと。

(12) 道路、河川その他の水路、公園、鉄道、供給処理施設その他これらに付随する施設の管理者等が、当該施設の改良、改修、維持、修繕その他管理のために行う開発事業

(13) 水道管、ガス管、電話線、通信用ケーブルその他の地下埋設物を新設する工事で、原状回復するもの

(14) 架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用（高圧送電線用を除く。）の鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

(15) 木竹の伐採等で、次のいずれかに該当するもの

ア 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

エ 仮植した木竹の伐採

オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

(16) 農業等を営むために行う建築（道路附属物、水路等を除く。）を伴わない開発事業

(17) 農業等を営むために行う開発事業で、次のいずれかの建築するもの

ア 育苗施設、ビニールハウス、鋼材で組み立てた棚その他これらに類する農産物、林産物又は水産物（以下「農産物等」という。）の生産又は集荷の用に供する建築物等

イ 畜舎、堆肥舎、サイロ、温室その他これらに類する農産物等の生産又は集荷の用に供する建築物等で、当該建築面積が50平方メートル以下かつ高さが10メートル以下であるもの

ウ 農機具等収納施設その他これらに類する農業等の生産資材の貯蔵若しくは保管又は農産物等の販売の用に供する建築物等で、当該敷地面積が200平方メートル以下かつ高さが10メートル以下であるもの

エ 用排水機、取水施設等農用地の保全若しくは利用上必要な施設の管理の用に供する建築物等又は索道の用に供する建築物等

(18) 太陽光発電施設で、次の要件のいずれかを満たしているもの

ア 建築物等の屋根又はひさしに設置するもの

イ 現に建築物等が存する敷地内に設置するもので、次の要件の全てを満たしているも

の

- (ア) 太陽光発電施設を設置する部分の敷地面積が200平方メートル以下であること。
- (イ) 太陽光発電施設を設置する部分が災害危険区域等を含まないこと。

ウ 工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第1号の緑地以外の主務省令で定める環境施設に該当するもの

- (19) 市長が別に定める砂利の採取を目的とする開発事業
- (20) 30日を超えない範囲で原状回復する仮設の建築又は資材の保管、建築物等の用途若しくは土地の区画形質その他土地利用の一時的な変更であるもの
- (21) 市長が別に定める一般廃棄物の指定集積場所を建築する開発事業
- (22) 市長が別に定める防災倉庫等を建築する開発事業
- (23) 携帯電話、PHS等の無線端末との間で無線通信を行うための装置で、当該用途以外に使用している既存建築物等に附属的に設置するもの
- (24) その他市長が通常の管理として行う開発事業又は軽易な開発事業として認めるもの  
(開発事業の案の提出)

**第10条** 条例第18条第2項の規定による開発事業の案の提出は、開発事業提案書（様式第5号）によるものとし、別表に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（開発事業の案の取下げ）

**第11条** 条例第18条第6項の規定による開発事業の案の取下げは、開発事業提案取下届出書（様式第6号）によるものとする。

（標識の設置方法）

**第12条** 条例第19条の規定による標識の設置は、開発事業計画標識（様式第7号）によるものとし、条例第25条第2項の規定による事業承認証が交付されるまでの間、設置しなければならない。

2 条例第19条の標識の設置に係る費用は、開発事業者の負担とする。

（説明会の開催要求）

**第13条** 条例第20条第1項の規定による説明会の開催要求は、開発事業提案説明会要求書（様式第8号）によるものとする。

（説明会等の開催方法）

**第14条** 条例第20条に定める説明会（以下「説明会」という。）は、開発事業の予定地が位置する区等（以下「関係区等」という。）の地域内で開催しなければならない。ただし、説明会の開催につき適当な場所がないときは、市長と協議の上、関係区等の地域外において説明会を開催することができる。

2 開発事業者は、説明会を開催するときは、主として関係区等に係る市民等の相当数が知り得ると認められる方法として次に掲げる方法により、当該説明会の日時及び場所等を周知しなければならない。

- (1) 文書の配布
- (2) 関係区等を通じた回覧
- (3) 開発事業の予定地における掲示
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

3 前項第1号の配布を行う範囲及び対象並びに同項第2号の回覧を行う範囲及び対象は、市長が別に定める基準を標準として、関係区等の長と協議の上、市長が決定するものとす

る。

- 4 開発事業者は、第2項の規定による周知を実施したときは、速やかに当該周知に係る文書の写し、当該文書を撮影した写真その他当該周知の内容が分かる書類を市長に提出するものとする。
- 5 開発事業者は、説明会における説明の開催に当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。
  - (1) 開発事業者本人（開発事業者が法人であるときは、当該法人の代表者、代表権を有する役員又は当該開発事業に係る決定権を有している者）が出席すること。
  - (2) 開発事業に係る計画を具体的かつ平易に説明すること。
  - (3) 開発事業に係る計画の概要を記した文書、図面その他の資料を印刷し配布すること。
  - (4) 質疑応答の時間を設けるとともに、市民等からの質問等には誠実に対応すること。
  - (5) 条例第21条第1項の規定により市民等が市長に対して意見書を提出できる旨及び意見書の提出期限を説明すること。

（説明会の開催が必要となる規模）

第15条 条例第20条第3項第1号の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- （1）建築物等の建築を伴う開発事業であって、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合
- ア 開発区域の面積が1,000平方メートルを超える場合
- イ 予定建築物等の建築面積又は築造面積（第3号において「予定建築面積」という。）が200平方メートルを超える場合
- ウ 予定建築物等の高さが次の表の左欄に掲げる区域において右欄に掲げる高さを超える場合

区域	高さ
<u>拠点市街区域、準拠点市街区域</u>	<u>20メートル</u>
<u>田園居住区域</u>	<u>12メートル</u>
<u>田園環境区域（青木花見・島新田産業団地（同産業団地と一体で長野県が建築基準法第52条第1項第8号の規定により10分の20の容積率を定めた土地を含む。以下この表において同じ。）、烏川工業団地及び黒沢工業団地に限る。）</u>	<u>15メートル</u>
<u>田園環境区域（明科工場団地、三田工業団地及びあづみ野産業団地（同産業団地と一体で長野県が建築基準法第52条第1項第8号の規定により10分の20の容積率を定めた土地を含む。以下この表において同じ。）に限る。）</u>	<u>20メートル</u>
<u>田園環境区域（青木花見・島新田産業団地、明科工場団地、烏川工業団地、三田工業団地、あづみ野産業団地及び黒沢工業団地を除く。）、山麓保養区域及び森林環境区域</u>	<u>10メートル</u>

- （2）既存建築物等の用途を変更する開発事業であって、用途変更面積が200平方メートル

### を超える場合

(3) 建築物等の建築及び既存の建築物等の用途の変更を伴う開発事業であって、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合

ア 開発区域の面積が1,000平方メートルを超える場合

イ 予定建築面積と用途変更面積の合算が200平方メートルを超える場合

ウ 予定建築物等の高さが第1号ウの表の左欄に掲げる区域において右欄に掲げる高さ

### を超える場合

(開発事業の説明会報告書)

**第16条** 条例第20条第4項の報告書は、開発事業説明会報告書（様式第9号）によるものとする。

2 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類等を添付するものとする。

(1) 説明会で配布した資料

(2) 説明会で出された要望及び質問等に対して、補足資料が必要なときは、その資料

(3) 説明会の議事録

(4) 出席者名簿

(5) その他市長が必要と認める書類

3 条例第20条第5項の規定により、公衆の縦覧に供する報告書の写しは、次に掲げる書類とする。

(1) 提出された報告書の写し

(2) 説明会で使用した資料等

(3) その他市長が必要と認める書類

(措置命令書)

**第17条** 条例第20条第7項前段、第28条、第31条第2項、第33条第2項、第34条第3項、第36条及び第41条第7項前段の規定による命令は、措置命令書（様式第10号）によるものとする。

(開発事業の案に対する意見書)

**第18条** 条例第21条第1項の意見書は、開発事業意見書（様式第11号）によるものとする。

(開発事業の承認申請)

**第19条** 条例第23条の規定による承認申請は、開発事業承認申請書（様式第12号）によるものとし、別表に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(事業承認証の交付等)

**第20条** 条例第25条第1項の規定による、事業承認の可否についての書面は、次に掲げるとおりとする。

(1) 承認したときの書面 開発事業承認証（様式第13号）

(2) 否決したときの書面 開発事業不承認通知（様式第14号）

(開発事業の軽微な変更)

**第21条** 条例第26条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 開発事業者の氏名若しくは名称又は住所の変更

(2) 設計の変更のうち、次のいずれにも該当しない予定建築物等の規模又は配置の変更

ア 予定建築物等の著しい配置の変更を伴うもの

イ 当該変更によって、第15条に定める説明会の開催が必要となる規模を超えるもの

- ウ 当該変更によって、基本計画に定める開発事業の基準を満たさなくなるもの
- (3) 設計の変更のうち、次のいずれにも該当しない予定建築物等の敷地の形状の変更  
ア 予定建築物等の敷地面積の10分の1以上の拡張を伴うもの
- イ 当該変更によって、第15条に定める説明会の開催が必要となる規模を超えるもの
- ウ 当該変更によって、基本計画に定める開発事業の基準を満たさなくなるもの
- (4) 開発事業の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更
- (5) その他市長が軽微な変更と認めるもの

(開発事業の変更)

**第22条** 条例第26条第4項の規定による届出は、開発事業軽微変更届出書（様式第15号）によるものとし、変更内容の分かる図書を添付しなければならない。

(地位承継の届出)

**第23条** 条例第27条第2項の規定による届出は、開発事業地位承継届出書（様式第16号）によるものとし、地位承継を証明できる書面を添付しなければならない。

(開発事業着手の届出)

**第24条** 条例第29条の規定による届出は、開発事業着手届出書（様式第17号）に、当該開発事業の工程がわかる書類を添えて、開発事業の着手前又は着手後速やかに行うものとする。

(開発事業期間中の説明)

**第25条** 市民等は、条例第30条第1項の規定による説明を求めるときは、開発事業内容説明要求書（様式第18号）を市長に提出するものとする。

(開発事業廃止の届出)

**第26条** 条例第31条第1項の規定による届出は、開発事業廃止届出書（様式第19号）によるものとする。

(開発事業完了の届出)

**第27条** 条例第32条の規定による届出は、開発事業完了届出書（様式第20号）によるものとし、開発事業完了後に撮影した開発事業の内容が分かる写真を添付しなければならない。

(検査済証)

**第28条** 条例第33条第1項の検査済証は、検査済証（様式第21号）によるものとする。

(命令に基づく措置完了の届出)

**第29条** 条例第33条第3項の規定による届出は、措置完了届（様式第22号）によるものとする。  
（一部使用収益の承認申請）

**第29条の2** 条例第34条第2項の規定による申請は、一部使用収益承認申請書（様式第22号の2）によるものとし、一部使用収益を開始する部分を明示して、別表に掲げる図書のうち、市長が必要と認めるものを添付しなければならない。  
（一部使用収益承認証の交付等）

**第29条の3** 条例第34条の2第2項に規定する一部使用収益の開始の可否についての書面は、  
次に掲げるとおりとする。

- (1) 承認したときの書面 一部使用収益承認証（様式第22号の3）
- (2) 否決したときの書面 一部使用収益不承認通知（様式第22号の4）

（災害危険区域等で行うことがやむを得ない開発事業）

**第30条** 条例第35条第1項第1号イただし書に規定するやむを得ない場合とは、次に掲げる開発事業を行う場合とする。

- (1) 自己の居住の用に供する専用住宅の建築を目的とした開発事業

## (2) 日常的に利用する居室を有しない建築物等の建築を目的とした開発事業

(届出を要する開発事業)

**第31条** 条例第35条第2項の規則で定めるものは、第9条第1号から第7号までに掲げる開発事業とする。

2 条例第35条第2項の規定による届出は、開発事業届出書（様式第23号）によるものとし、別表に掲げる図書のうち、市長が必要と認めるものを添付しなければならない。

（手続の適用除外となる開発事業の届出）

**第31条の2** 条例第35条第3項の規定による届出は、非常災害応急措置届（様式第24号）によるものとする。

(身分証明書)

**第32条** 条例第37条第3項の証明書は、身分証明書（様式第25号）によるものとする。

**第33条** 削除

（特定開発事業の素案の提出）

**第34条** 条例第40条第1項の規定による特定開発事業の素案の提出は、特定開発事業提案書（様式第27号）によるものとし、別表に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

2 条例第40条第2項の規定により、公衆の縦覧に供する素案の写しは、次に掲げる書類とする。

- (1) 提出された素案の写し
- (2) 当該特定開発事業を行う場所を示す書類
- (3) 当該特定開発事業の計画を記載した書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 第12条の規定は、条例第40条第3項の規定による標識の設置について、準用する。この場合において、第12条中、「第19条」とあるのは「第40条第3項」と読み替えるものとする。

**4** 条例第40条第6項の規定による特定開発事業の素案の取下げは、特定開発事業提案取下届出書（様式第28号）によるものとする。

(説明会等の開催方法)

**第35条** 第14条の規定は、条例第41条に定める説明会について準用する。この場合において、第14条第1項中「第20条」とあるのは「第41条」と、第14条第5項第5号中「第21条第1項」とあるのは「第42条第1項」と読み替えるものとする。

2 第13条の規定は、条例第41条第2項の規定による説明会の開催要求について準用する。この場合において、第13条中「第20条第1項」とあるのは「第41条第2項」と読み替えるものとする。

（特定開発事業の説明会報告書）

**第36条** 第16条の規定は、条例第41条第4項の規定による報告書について準用する。この場合において、第16条中「第20条第4項」とあるのは「第41条第4項」と、「第20条第5項」とあるのは「第41条第5項」と読み替えるものとする。

（特定開発事業の素案に対する意見書）

**第37条** 条例第42条第1項の意見書は、特定開発事業意見書（様式第29号）によるものとする。

（特定開発事業の素案に対する意見への見解書）

**第38条** 条例第43条第1項の見解書は、特定開発事業見解書（様式第30号）によるものとする。

（公聴会の開催要求）

**第39条** 市民等は、条例第44条第1項の規定による公聴会の開催を求めるときは、公聴会開催要求書（様式第31号）を市長に提出しなければならない。

（公聴会の開催方法）

**第40条** 市長は、条例第44条第2項の規定により公聴会を開催するときは、公聴会の開催期日の14日前までに次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 公聴会の開催の日時及び場所
- (2) 特定開発事業の素案に係る開発事業の目的及び場所
- (3) 公聴会に出席して意見を述べる旨の申出書の提出先及び提出期限
- (4) その他公聴会の開催に關し必要な事項

2 市長は、前項の規定による公告のほか、公聴会の開催について住民に周知するため必要な措置を講ずるものとする。

3 条例第44条第3項の規定による通知は、公聴会開催通知書（様式第32号）によるものとする。

4 条例第44条第4項の規定による開発事業者への求めは、市長が行うものとする。

**第40条の2** 前条に定めがあるもののほか、公聴会の運用については、安曇野市都市計画公聴会規則（平成22年安曇野市規則第39号）の例による。この場合において、条例第44条第4項により意見を述べることを求められた開発事業者は、同規則第6条第1項の決定を受けた公述人とみなす。

（特定開発事業の認定申請等）

**第41条** 条例第45条第1項の規定による認定申請は、特定開発事業認定申請書（様式第33号）によるものとし、別表に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

2 条例第45条第3項の規定により、公衆の縦覧に供する認定申請の写しは、次に掲げる書類（第34条第1項の規定により、既に提出した書類であるとして、添付を省略したもの）を含む。とする。

- (1) 提出された認定申請の書類の写し
- (2) 当該特定開発事業を行う場所を示す書類
- (3) 当該特定開発事業の計画を記載した書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 第37条の規定は、条例第45条第4項の意見書について準用する。この場合において、第37条中「第42条第1項」とあるのは「第45条第4項」と読み替えるものとする。

（認定申請における意見書に対する見解）

**第41条の2** 第38条の規定は、条例第47条第3項の見解について準用する。この場合において、第38条中「第43条第1項」とあるのは「第47条第3項」と読み替えるものとする。

（事業認定証の交付等）

**第42条** 条例第48条第1項の規定による、事業認定の可否についての書面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 認定したときの書面 特定開発事業認定証（様式第35号）
- (2) 否決したときの書面 特定開発事業不認定通知（様式第35号の2）

（特定開発事業の軽微な変更）

**第43条** 条例第49条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の変更のうち、特定開発事業予定地の敷地面積の10分の1以上の拡張を伴うもの

を除いた特定開発事業予定地の敷地の形状の変更

- (2) 開発事業者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- (3) その他市長が軽微な変更と認めるもの

(特定開発事業の変更)

**第44条** 条例第49条第3項の規定による届出は、特定開発事業軽微変更届出書（様式第37号）によるものとし、変更内容の分かる図書を添付しなければならない。

(特定開発事業廃止の届出)

**第44条の2** 条例第49条第4項の規定による届出は、特定開発事業廃止届出書（様式第37号の2）によるものとする。

(地位承継の届出)

**第45条** 条例第50条第2項の規定による届出は、特定開発事業地位承継届出書（様式第38号）によるものとし、地位承継を証明できる書面を添付しなければならない。

(安曇野市土地利用審議会の組織及び運営)

**第46条** 安曇野市土地利用審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員の互選によりこれを定めるものとする。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長が事前に指名する委員がその職務を代理する。
- 4 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 6 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。
- 8 審議会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(補則)

**第47条** この規則に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第46条及び次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)
- 2 条例を施行するための手続その他必要な準備行為は、この規則に基づき施行日前においても行うことができる。  
(穂高町まちづくり条例施行規則の廃止)
- 3 穂高町まちづくり条例施行規則（平成11年穂高町規則第11号）は、廃止する。  
(経過措置)
- 4 施行日前に、穂高町まちづくり条例施行規則第10条に規定する開発事業協議申請書を提出している開発事業については、なお従前の例による。

**別表**（第10条、第19条、第29条の2、第31条、第34条、第41条関係）

図書の名称	明示すべき事項	縮尺	備考
-------	---------	----	----

開発事業区域位置図	開発事業区域	2,500 分の 1 程度	住宅地図の写しでも可
地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図（同条第4項に規定する地図に準ずる図面を含む。）をいう。以下同じ。）の写し	1 範囲は開発事業区域及びその周辺 2 開発事業予定地の地番、地目、面積及び所有者の氏名を地図に表示する。 3 開発事業予定地に接する土地の地番、地目、面積及び所有者の氏名を地図に表示する。	500 分の 1 程度	
現況図	地形、近隣の状況、地盤高、植生等	500 分の 1 以上	
現況写真	敷地及びその敷地の周辺の状況を示す写真		
実施計画図	土地利用計画平面図	1 区画割図（面積を明示） 2 道路、給排水施設及び給排水経路 3 その他の公共施設等の位置 4 予定建築物等の位置 5 緑地等の植栽計画	500 分の 1 以上
	給排水計画平面図	1 給排水施設の位置、種類及び形状 2 勾配及び流水方向 3 管径等	500 分の 1 以上
	造成計画平面図	現況、計画地盤面、切土及び盛土の状況並びに宅地	
	各種構造物構造図	道路、水路、橋梁、擁壁等	縦横断面等（寸法入）
予定建築物等の立面	予定建築物等の高さ、外観等		

図			
予定建築物等の平面図	間取り、建築面積等		
各種計算書	雨水排水計算書及び根拠資料、擁壁の構造計算書等		
土地の登記事項証明書（全筆分）			写しでも可
その他必要な図書		適宜	<u>委任状、土地所有者意向確認書、測量図（分筆等を伴う開発事業の場合）、商業登記簿謄本、事業計画書、分家等の証明書類その他開発事業の概要説明に必要なもの</u>

(備考)

- 1 提出する図書は、市長が指示したものとする。
- 2 開発行為等、他の法令に規定されるものは、その規定による。